

事例４ 岩谷産業(株)による日本エア・リキードグループの低温機器事業の取得

第１ 本件の概要

日本エア・リキード株式会社（以下「ＡＬＪ」という。）、岩谷産業株式会社（以下「岩谷産業」という。）及び岩谷産業の子会社である岩谷瓦斯株式会社（以下「岩谷瓦斯」という。）の合併会社であるエーテック株式会社（以下「エーテック」という。）は、産業ガス^{（注１）}を液体の形態で保存・運搬する際に用いる容器（以下「低温機器」という。）の製造事業を行っており、ＡＬＪ、岩谷産業及び岩谷瓦斯はエーテックが製造する低温機器を販売している。

本件は、エーテックが吸収分割によりＡＬＪから低温機器の販売事業を承継するとともに、岩谷産業及び岩谷瓦斯がＡＬＪから、同社が保有するエーテックのほとんどの株式を譲り受けることを計画したものである。関係法条は、独占禁止法第１０条及び第１５条の２である。

（注１）「産業ガス」とは、事業活動に用いられる種々の気体（ガス）を総称するものである。

第２ 一定の取引分野

１ 商品範囲

低温機器は、充填する産業ガスによって、エアガス（酸素、窒素及びアルゴンの総称をいう。以下同じ。）用、炭酸ガス用、ＬＮＧ（液化天然ガス）用及び水素ガス用に分けられるが、エアガス用、炭酸ガス用及びＬＮＧ用は、材料、構造及び製造方法がほぼ同一であり、一般には同一商品として扱われている。一方、水素ガス用については、基本的な構造や製造方法は他の低温機器と同様であるが、水素は沸点が他のガスに比べ極めて低く蒸発による放出の可能性が高いことから重層構造となっており、製造に要する費用も他の産業ガス用の低温機器より高いため、他の産業ガス用の低温機器とは別の商品として扱われている。

また、低温機器は、容量及び可搬性によって、ＰＬＣ（容量が１，０００リットル未満で、可搬容器のものをいう。以下同じ。）、ＴＬ・ＴＣ（容量が１，０００リットル以上で、可搬容器のものをいう。以下同じ。）及びＣＥ（定置貯槽のものをいう。以下同じ。）に分類される。

病院、運送会社、化学メーカー等の需要者は、利用するガスの種類、保存・運搬する量、場所等により低温機器を選択していることから、前記分類の低温機器の相互間に代替性が低いと考えられる。

さらに、低温機器は、その保有形態に応じて、産業ガスの需要者が自ら低温機器を所有する「売切り」と、産業ガス販売事業者が所有権を有したまま産業ガスの需要者の管理区域内に低温機器を設置する「自社保有」に分類されるところ、売切り

は産業ガスの取引とは独立して低温機器を産業ガスの需要者に販売するものであるのに対し、自社保有は産業ガスの取引に付随して低温機器を賃貸するものである点で、両者の取引形態は全く異なる。また、低温機器の供給者は、自社保有の場合は産業ガス販売事業者のみであるが、売切りの場合は産業ガス販売事業者以外に低温機器のみを製造販売するメーカーが存在する。

以上のことから、(1)充填する産業ガス別、(2)容量及び可搬性の別、並びに(3)保有形態ごとに一定の取引分野を画定することが適当であるため、本件においては、下表のとおり商品範囲として画定した。

	産業ガス別	容量及び可搬性の別	保有形態の別
①	エアガス、炭酸ガス及びLNG	P L C	売切り
②			自社保有
③		T L ・ T C	売切り
④			自社保有
⑤		C E	売切り
⑥			自社保有
⑦	水素ガス	T L ・ T C	売切り
⑧			自社保有
⑨		C E	売切り
⑩			自社保有

2 地理的範囲

低温機器の販売事業を営んでいる者が全国的に事業展開していること、地域によって低温機器の取引価格に差異がないことから、いずれの商品についても「日本全国」を地理的範囲として画定した。

第3 本件行為が競争に与える影響

前記第2で画定した一定の取引分野のうち、競争に及ぼす影響が大きいと考えられる分野は、前記第2の1の表中⑤である（以下では、前記第2の1の表中⑤を「エアガス等用C E」と表記する。）。

1 市場シェア

平成21年度におけるエアガス等用C Eの市場規模は、約63億円である。

本件行為により、当事会社の合算市場シェア・順位は約45%・第1位となる。また、本件行為後のHHIは約2,800、HHIの増分は約400であり、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

順位	会社名	市場シェア
1	A L J	約 4 0 %
4	岩谷産業	約 5 %
(1)	当事会社合算	約 4 5 %

2 競争事業者の状況

市場シェアが 1 0 % を超える有力な競争事業者のほか、複数の競争事業者が存在し、いずれの事業者も供給余力を有している。

3 参入

エアガス等用 C E は、単純な構造であることから、製造にそれほど高度な技術が要求されず、特許等による制約もなく、技術上の参入障壁は低い。また、初期投資に要する費用が低額である。そのため、産業ガス以外の気体等を充填する容器を製造販売する事業者等が容易に参入し得ると認められる。

したがって、参入圧力が一定程度働いていると認められる。

4 需要者からの競争圧力

エアガス等用 C E は、一般に見積り合わせの方法により発注され、各製造事業者間で品質差がなく、需要者は価格等の取引条件を踏まえ、取引先を選択しているという実態にあることから、本件行為後においても当事会社に対し一定程度の値下げ圧力を有すると評価することができる。

したがって、需要者からの競争圧力が一定程度働いていると認められる。

5 独占禁止法上の評価

前記の状況に鑑みれば、本件行為により、当事会社の単独行動又は当事会社と他の競争事業者との協調的行動によって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

第 4 結論

以上の状況から、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。